

2025 年度

大阪産業大学

転科・学部変更試験要項および願書一式

○転科・学部変更試験要項

出願期間	2025年 1月14日（火）～1月17日（金） 郵送の場合、消印有効
試験日時	2025年 2月15日（土） 9時30分（予定）～
試験会場	大阪産業大学 本館3階 0303教室（予定）
合格発表	2025年 3月6日（木） ※合格者には「合格通知書」と共に手続書類を郵送いたします。
手続期間	2025年 3月6日（木）～3月10日（月） 郵送の場合、消印有効

○転科・学部変更関連規程

- 「転科・学部変更検定料納付書」【窓口手続き用】
「振込案内および納付領収書（写）送付票」【郵送手続用】

- 「志願書」

大阪産業大学

2025 年度 転科・学部変更試験要項

大阪産業大学

1. 出願資格

- (1) 本学に在学中の者で、その者が希望する学部の学科に欠員があること。
- (2) 転籍等を申し出ることができる者は、第1年次に在学する者に限る。
ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を
願い出る時は、この限りでない。

2. 出願書類

- (1) 「志願書」
- (2) 「転科・学部変更試験検定料納付書」
※郵送でお申込みの場合は、「振込案内および納付領収書（写）送付票」

3. 検定料

15,000 円

4. 出願期間

2025 年 1 月 14 日（火）～17 日（金） **※郵送の場合、消印有効（簡易書留）**

5. 提出先

教務課窓口：月～金 9 時～17 時

郵送の場合：〒574-8530 大阪府大東市中垣内 3-1-1 大阪産業大学 教務課 学籍係

6. 出願方法

- (1) 窓口にて直接手続きの場合
本学所定の「転科・学部変更試験検定料納付書」に証紙（本館 1 階入口にて販売）を貼付し、経理課（本館 9 階）に提出ください。その後領収書のコピーと「志願書」を教務課 学籍係の窓口にご持参ください。
- (2) 郵送にて手続きの場合
「振込案内および納付領収書（写）送付票」に基づき、電信扱いで検定料をお支払いください。振込明細書（写）を「振込案内および納付領収書（写）送付票」に貼り付けたうえ、「志願書」とあわせて **5. 提出先**へご郵送ください。

7. 試験内容

学部	学科	実施科目
国際学部	国際学科	小論文、面接試験
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	実施なし
経営学部	経営学科	小論文、英語、面接試験
	商学科	小論文、面接試験
経済学部	—	小論文、面接試験
デザイン工学部	情報システム学科	実施なし
	建築・環境デザイン学科	実施なし
	環境理工学科	小論文、面接試験
工 学 部	機械工学科	数学、英語、面接試験
	交通機械工学科	数学、英語、面接試験
	都市創造工学科	小論文、面接試験
	電気電子情報工学科	数学、英語、面接試験

8. 試験日時

2025 年 2 月 15 日 (土) 9 : 30 開始 (予定)

自己の都合で試験開始後 30 分以上遅刻した場合、受験することができません。ただし、本人の責めに帰さない理由による遅刻の場合は、試験開始時刻を繰り下げる等の対応を認めることがあります。その際は、速やかに本学教務課に電話連絡するか、試験会場に到着後、試験担当職員に連絡してください。

9. 試験会場

- (1) 筆記試験 : 0303 教室 (予定)
- (2) 面接試験 : 本館 4 階演習室 (詳細は集合時にお知らせします。)

※試験開始 10 分前を目処に集合してください。

10. 合否発表

2025 年 3 月 6 日 (木) 発送予定

※合格者には「合格通知書」と共に転科・学部変更手続書類を同封しております。

11. 転科・転籍手続期間

2025 年 3 月 6 日 (木) ~ 10 日 (月) ※郵送の場合、消印有効 (簡易書留)

提出先については、5. 提出先を参照してください。

12. 注意事項

- (1) 合格発表後の辞退は一切認めません。【学部通則第 6 条第 9 項適用】
- (2) 試験合格者には、3 月下旬に新しい学部・学科に基づいた授業料(等)振込依頼書を郵送いたします。納入方法・納入期限は従来どおりです。
所定の期限内に必ず授業料(等)を納入してください。
※2025 年度の学費は大阪産業大学 Web サイト「学費一覧」に公開しております。
(https://www.osaka-sandai.ac.jp/campuslife/student_life/tuition.html)

以上

転科・学部変更試験関連規程

大阪産業大学学則【抜粋】

(転籍等)

第 17 条 本学に在学中の者で、学部変更、転科(以下「転籍等」という。)を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

- 2 転籍等については、第 1 年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第 2 年次以上に在学する者であっても、あらためて第 2 年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。
- 3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

(規程の適用)

第 51 条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

- 2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第 17 条第 2 項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

大阪産業大学学部通則【抜粋】

第 4 条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学は学科試験を省略することができる。

- 2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。
- 3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。
 - (1) 国際学部においては、小論文とする。
 - (2) スポーツ健康学部においては、小論文および体育実技とする。
 - (3) 経営学部においては、小論文および外国語(英語)とする。
 - (4) 経済学部においては、小論文と、外国語(英語)または数学とする。
 - (5) デザイン工学部においては、情報システム学科は数学および外国語(英語)とし、建築・環境デザイン学科および環境理工学科は小論文および外国語(英語)とする。
 - (6) 工学部においては、数学および外国語(英語)とする。

ただし、都市創造工学科においては、学習計画書の提出をもって学科試験に替える。

- 4 編入学生の単位認定は、科目ごとの単位認定は行わず、入学前の修得単位をもって当該学部学科が指定した所要の単位を修得したものとみなす。ただし、スポーツ健康学部スポーツ健康学科にあつては、この限りでない。

5 再入学および転入学を許可された者のすでに修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

6 (削除)

7 転入学試験に合格した者は、入学手続の際、必ず以前に在学していた大学の退学証明書を提出すること。提出なき場合は入学を許可しない。

(編入学等の入学金)

第5条 編入学等(再入学を除く。)を許可された者の入学金は、その年度の新入生と同額とするが、授業料は入学を許可された年次のものを準用する。ただし、編入学の入学金については、別途定める。

(転籍等)

第6条 学則第17条に定める学部変更、転科(以下「転籍等」という。)とは次のものをいう。

(1) 学部変更…所属学部から他学部への移行

(2) 転科…同一学部内における他学科への移行

2 転籍等の志願書受理期間は、受理開始の1ヵ月前(1月中旬)に告示する。

3 転籍等の志願する者は、前項の期間内に、志願書(様式第1号)の交付を受け所定の手数料とともに、教務課経由で学長に志願書を提出するものとする。

4 転籍等の志願者については、試験の成績および過去の成績を総合して、教授会において、可否を決定する。不合格者は従来どおり在籍させる。

5 前項の試験は、第4条に定める学科試験および面接試験とする。ただし、学科試験は省略することができる。

6 転籍等の志願者が、志望した年次には合格できないが年次を下げれば合格となる場合は、本人の希望により、年次を下げて合格とすることができる。この場合の授業料および修学の条件等は、合格となった年次の学生と同一に取り扱う。

7 転籍等をする前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。

8 合格手続の際に、本人の申し出により、すでに修得した専門教育科目のうち4単位までを、自由科目として卒業要件単位に算入することができる。

9 合格発表後は、転籍等の取り下げは一切認めない。